

資料 2 部活動のあり方について

1 部活動の意義（学習指導要領等より）

部活動の意義

○ **学校教育の一環**として、生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動は、生徒のスポーツ・文化芸術等に**親しむ機会を確保**し、**達成感の獲得**、**学習意欲の向上**や**責任感・連帯感の涵養**に資するとともに、**自主性の育成**にも寄与する。

人間関係の構築

自己肯定感の向上

自己管理能力の向上

信頼感・一体感の醸成

体力向上・健康増進

2 国及び府の動向（地域展開の推進）

R2

○スポーツ庁より、9月に『**学校の働き方改革を踏まえた部活動改革**』が示される。

R4

○スポーツ庁・文化庁より、12月に『**学校部活動及び新たな知育クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン**』が示され、休日における学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行について、R5～R7を改革推進期間と位置づけ取り組むこととなる。

R5

○大阪府教育委員会においても、8月に『**大阪府における部活動等の在り方に関する方針**』として国のガイドラインを基に、改定。

○部活動の在り方の見直し

- ▼練習時間・大会等の見直し
- ▼地域連携の拡充（拠点校・指導員制度等）

○地域移行に向けた取組・展開

- ▼地域クラブの組織化
- ▼指導者の質と量の確保

3 本市の状況

(1) 設置部活動及び入部状況

【運動部】 4632人

ソフトテニス、バスケットボール、陸上競技、サッカー、バレーボール、卓球、バドミントン、軟式野球、水泳、ソフトボール、硬式テニス、ハンドボール、剣道、ラグビー、柔道

【文化部】 入部1501人

ブラスバンド、美術、囲碁・将棋、科学・理科、家庭科、合唱、人権サークル、競技かるた、料理・手芸、伝承太鼓、演劇、ハンドクラフト

(2) 部活動への支援（人材の配置、派遣）

【部活動指導員】（14名）

中学校における教員の時間外勤務の縮減及び負担軽減を目的に、専門的な技術や指導力を備えた会計年度任用職員として配置

【部活動指導者】（76名）

部活動の充実を図ることを目的として大学生等の専門的な技術や指導力を備えた適切な指導者を必要とする中学校に、有償ボランティアとして派遣

(3) 生徒の多様な活動の機会の確保

【合同部活動】（7部活動、約40名）

活動の機会の確保のため、複数校の生徒が合同で活動する

【拠点校制度】（2部活動、約20名）

顧問の不在等により、他校に設置された部活動の部員として活動する

（４）茨木市部活動の在り方に関する方針（R6.4）

【学校部活動】

- ・学校部活動は、学校教育の一環として実施される教育課程外の活動であり、その設置・運営は学校の判断により行われるものであること。
- ・体罰・ハラスメントの防止の徹底や適切な休養日等の設定を遵守すること。
- ・学校部活動を実施する場合には、その本来の目的を十分に果たし、生徒にとって望ましい環境となるよう、・・・（一部抜粋）示す内容について徹底すること。

【地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備】

- ・休日における学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行について、国ガイドラインや府の方針を踏まえ、休日の学校部活動の段階的な地域連携・地域移行を進めるとともに、地域の実情に応じ、関係者の共通理解のもと、できるところから取組みを進めていくこと。
- ・学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行といった新たなスポーツ・文化芸術環境の整備を進めるにあたっては、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組む必要があること。
- ・上記を踏まえ、地域の実情に応じた取組みに資するよう、その進め方や検討体制等について示す。

【部活動休養日】

○生徒

中学生期の発達段階に応じた適切な休養をとる面から、週1日（年間52日）以上の部活動休養日を設定する。

（文部科学省資料のとおり週2日が望ましい）

○教職員

教職員の多忙化解消、負担軽減の面から、全教職員が休日（土曜・日曜・祝祭日）の部活動を指導しない日を年間30日以上とる。

○確認方法

部活動の年間計画（「部活動の休養日」と「担当教職員が休日に指導しない日」を記したもの）を作成し、校長に報告する。

3. 適切な休養日及び活動時間の設定

成長期にあたる生徒が、活動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、学校部活動を行わない日（以下「休養日」という。）および活動時間については、以下を基準とする。

生徒の健全な成長の確保

- 休養日の設定は以下のとおりとする。
 - ・学期中は、週当たり2日以上休養日を設定する。（平日は少なくとも1日、土曜日および日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に中学校体育連盟等が主催する公式戦の大会参加等で活動した場合は、休養日を直近の週の他の日等に振り替え、年間104日以上設定する。）
 - ・生徒の健全な成長の確保を目的とした休養日の設定であるため、休養日を定期考査期間等にまとめて振り替えることがないように、留意すること。
 - ・長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。
- 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は、大会等を除き3時間程度とし、部活動の指導者は、できる限り短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動を行うとともに、生徒の主体性が育まれるよう、指導を工夫する。
- 「1. 適切な運営のための体制整備（2）ウ」にあるとおり、教員の負担が過度にならないよう、年間を通して17時に活動を終了し、17時15分に生徒が完全下校できる形を推奨する。（公式戦の大会前等については、各校の部活動に係る活動方針に則り、活動を行う。）
- 大会等への参加は年間80日程度を上限とする。
- 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態、分野、活動目的や競技種目等を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体の部活動休養日を設定することや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

教員の多忙化解消・負担軽減

- 全教員が休日（土曜・日曜・祝祭日）に部活動を指導しない休養日を年間52日以上設定する。